

秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 仙台市的主要観光地である秋保地区、作並定義地区及び泉西部地区（以下「仙台西部地区」という。）において、観光資源を活用した誘客促進や観光客の受入環境整備等の観光振興を目的とした事業に対し、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が主催団体に助成金を交付するにあたり、公益財団法人仙台観光国際協会補助金交付規程（以下「補助金交付規程」という。）の定めのほか、必要な事項を定めるものである。

(交付対象者)

第2条 秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 仙台西部地区に所在地を有し、観光振興を目的として活動している観光協会、旅館組合、商工会、その他観光推進団体（任意団体を含む）
 - (2) 協会の賛助会員であり前号の団体と共同して助成金の対象となる事業を実施する団体
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は助成金の交付を申請することはできない。
- (1) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体
 - (2) 前号の団体と何らかの関係を有していると認められる団体
 - (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、特定企業の営利目的ではなく、仙台西部地区の観光振興に資するものであり、他地域からの誘客の促進、観光消費の創出並びに観光客の受入環境の改善につながると認められる事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、観光パンフレット等の増刷等のみの事業は対象としない。

- (1) 地域資源を活用した誘客促進事業
- (2) 観光振興や誘客促進に向けての課題対応、企画営業力等の強化を図る事業
- (3) 観光物産展示、プロモーション活動
- (4) 観光イベント
- (5) 他地域からの誘客の促進や観光消費の創出につながると認められる取組み
- (6) 観光客の受入環境整備

(対象経費)

第4条 助成金の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に直接必要とする経費で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 講師・出演者等の謝金

- (2) 旅費。ただし、事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費又は外部専門家、講師等の招請に係る経費とし、視察・研修に係る経費は対象外とする。
- (3) 会議費（会場使用料・機材賃借料・設営費等）
- (4) 消耗品費・資料作成印刷費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 通信運搬費
- (7) 委託費
- (8) 前各号に掲げるほか、事業の実施にあたり必要と認められる経費

2 備品費（耐用年数1年以上で、かつ1個又は1組の価格が3万円以上の物品）及び施設整備費用は原則として、対象経費として計上できないものとする。ただし、事業を行うために必要な物品の購入経費であり、かつ当該事業のみに使用する備品の購入であると認めた場合は、対象経費とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は対象経費の総額の4分の3以内の額とする。ただし、交付対象事業が仙台西部地区を構成する3地区の内、1地区の区域のみで実施される場合は100万円を、2地区の区域で実施される場合は200万円を、3地区の区域で実施される場合は300万円をそれぞれ助成金の額の上限とする。

2 前項により算出した額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

（交付対象事業の募集）

第6条 交付対象事業の募集は、原則として年1回とし、申込みをしようとする者は、所定の申請書及びその他必要な書類を所定の期間内に、協会の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

（交付の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金交付申請書（様式1）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、別に定める期間に、理事長に提出しなければならない。

- (1) 秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金計画書（様式2）
- (2) 秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金収支予算書（様式3）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合において、助成金の交付の可否及び助成金の交付金額を決定し、次の各号により交付申請者に速やかに通知するものとする。

- (1) 秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金交付決定通知書（様式4-1）

(2) 秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金不交付決定通知書（様式4-2）

2 理事長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(助成金事業の遂行)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成金事業者」という。）は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成金の交付対象となった事業（以下「助成金事業」という。）を実施しなければならない。

(事業の内容の変更等)

第10条 助成金事業者は、助成金事業に要する経費の配分又は助成事業の内容の変更をするとき又は助成金事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金（変更・中止・廃止）申請書（様式5）（以下「助成金（変更・中止・廃止）申請書」という。）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、対象経費の30%以内の増減等の軽微な変更については、この限りでない。

2 理事長は、前項の規定により申請を承認する場合において、秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式6）により、助成金事業者に速やかに通知するものとする。

(概算払)

第11条 理事長が事業の実施上必要と認めた場合は、助成金の交付金額の2分の1を上限に、補助金交付規程第15条ただし書きの規定による概算払で交付することができる。

2 助成金事業者は、概算払の交付を受けようとする場合は、秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金概算払請求書（様式7）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により概算払で交付する場合において、秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金概算払確定通知書（様式14）により、助成金事業者に速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第12条 助成金事業者は、助成金事業を完了し、中止し、又は廃止したときは、助成金事業の成果を記載した秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金実績報告書（様式8）（以下「実績報告書」という。）に、秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金收支決算書（様式9）、その他の理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 理事長は、実績報告書の提出があった場合において、当該助成金事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金確定通知書（様式10）

により当該助成金事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 14 条 助成金事業者は、前条に規定する助成金確定の通知があった日から 1 カ月以内に、秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金交付請求書（様式 11）（以下「請求書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により請求書が提出された時はすみやかに助成金を交付するものとする。

3 概算払の交付を受けたとき、助成金事業者は第 12 条の規定により実績報告を行う際に、秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金精算書（様式 12）を理事長に提出しなければならない。精算額が概算払により受領した額を上回る場合は、確定した助成金の交付金額から概算払により受領した額を減じた請求額として請求書を理事長に提出しなければならない。

4 精算額が概算払により受領した額を下回り、又は余剰が生じた場合は、理事長は秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金返還命令書（様式 13）により、助成金事業者に対して余剰金額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか秋保・作並定義・泉西部観光振興事業助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。